

相続に関する委任状

株式会社池田泉州銀行 御中

下記被相続人の貴行取引における相続手続きについて、下記相続関係者代表から被相続人の取引状況および取扱内容（払戻・名義変更）等についてすべて説明を受け確認いたしました。つきましては、本委任状および相続手続きに必要な書類等の貴行への提出、ならびに下記委任内容に基づく相続手続きについては相続関係者代表にすべて委任いたします。本委任状に基づき手続きいただいた場合、後日紛議が生じても、私たち相続関係者は連帯して一切の責任を負い、貴行にはご迷惑、ご損害をかけません。

本書面に記載した内容に関し、明らかに誤記と認められる不備がある場合には、貴行が相続関係者の承諾を得ることなく、本書面各欄の記載内容を適切な内容に訂正して、相続手続きを進めることにあらかじめ同意いたします。

以下の太枠欄 1 ～ 9 に委任者ご本人が自署にてご記入のうえ、実印を押印してください。

※「消せるボールペン」は使用しないでください。

1. 被相続人（お亡くなりになられた方）

2. ご記入日

年 月 日

3. 相続関係者代表氏名
（委任を受ける方）

委任者（委任をする方）

4. 被相続人との関係

5. ご住所 ※印鑑証明書の住所をご記入ください

7. 実印

☐ 相続人

☐ 受遺者

☐ （ ）

電話番号 （ ） -

6. お名前 ※印鑑証明書の字体でご署名ください

8. 国籍の確認

*ミドルネームがある場合、ファーストネーム、ミドルネーム、ラストネームの順でご記入ください。

☐ 日本

☐ 日本以外 （ アルファベット氏名 ： ）

9. 居住国の確認

☐ 日本

☐ 日本以外 （ 居住国名 ： ）

<委任内容>

1. 相続預金(外貨預金含む)・投資信託・公共債の解約・払戻・名義変更手続き、解約済の通帳等の受領
2. 相続預金等の受領に関する一切の件
3. 貸金庫の開扉、格納物の出庫および解約手続き（解約手続きは相続関係者代表が指定したものが行うものとする）
4. その他相続事務手続きに付随する一切の事務

【当行の相続手続きに関する確認事項】

- ◆ 被相続人と当行との預金取引および保護預かり有価証券（債券・投資信託）についてすべて払戻（売却）または名義変更いたします。
- ◆ 通帳、証書、カード等は相続手続き終了後は無効となります。また手続き終了後、通帳に記帳することはできません。
- ◆ 被相続人と長期間お取引のなかった睡眠預金口座・休眠預金口座の有無については、通帳等の提示がない限り当行からは調査いたしません。
- ◆ 外貨預金・投資信託・公共債の解約等の手続きは、当行での準備が整い手続きが可能となった日付で行います。
- ◆ 投資信託の累積投資契約にかかる銘柄において新たに生じた収益分配金による再投資された口数については、解約または名義変更を受ける方にお支払い(振替)いたします。
- ◆ 保護預り有価証券（債券・投資信託）や外貨預金のお取引がある場合は、別途当行所定の書類を提出いただく場合がございます。

【銀行使用欄】

受付店	
受付日	

証印	照合印	受付印